

寒川町奨学金基金条例及び寒川町奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

寒川町奨学金基金条例及び寒川町奨学金貸与条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 寒川町奨学金基金条例（昭和44年寒川町条例第19号）
- (2) 寒川町奨学金貸与条例（昭和44年寒川町条例第20号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の寒川町奨学金貸与条例第8条から第11条までの規定は、なお効力を有する。